

低所得世帯商品券

助成事業 Q & A

(ホームページ用)

塩竈市役所生活福祉課

2026年1月30日版

(第1版)

目次

1. 総論	3
問 1-1 低所得世帯商品券助成事業とは何ですか。	3
問 1-2 商品券は確定申告などの課税対象になりますか。	3
問 1-3 商品券は差押えの対象となりますか。	3
問 1-4 今まで現金給付だったのに、今回はどうして商品券なのですか。	3
2. 配布対象世帯	3
問 2-1 配布対象となる世帯を教えてください。	3
問 2-2 課税か非課税か確認してほしいです。	3
問 2-3 令和8年1月18日以降に塩竈市へ転入しました。対象世帯になりますか。	3
問 2-4 令和8年1月19日以降に市外へ転出しました。対象世帯の場合、商品券は受け取れますか。	4
問 2-5 市県民税（住民税）の所得割とはなんですか。	4
問 2-6 課税自治体はどのように調べればいいですか。	4
問 2-7 基準日（令和8年1月18日）以降に世帯主が死亡した場合は配布の対象となりますか。	4
問 2-8 基準日（令和8年1月18日）以降に支給対象者が海外に転出した場合は配布の対象となりますか。	4
問 2-9 令和7年1月2日以降に入国しました。対象世帯になりますか。	4
問 2-10 対象世帯のはずなのに、無料配布のお知らせが届きません。	5
3. 申請	5
問 3-1 申請が必要な世帯はどのような世帯ですか。	5
問 3-2 申請の受付期間を教えてください。	5
問 3-3 紙の申請書の記載を誤ってしました。どのように修正すればよいですか。	5
問 3-4 不備・誤りがあった場合はどうなりますか。	5
問 3-5 本人確認書類はどのようなものが対象ですか。	6
問 3-6 LINE申請ができているかどうか確認したいです。	6
問 3-7 申請後、結果がわかるのはいつ頃ですか。	7
問 3-8 代理申請は可能ですか。	7
問 3-9 パソコンでLINE申請することは可能ですか。	7
4. 商品券	7
問 4-1 どんな商品券が配布されるのですか。	7
問 4-2 商品券は何円分貰えますか。	7
問 4-3 一般販売分の購入は可能ですか。	7
問 4-4 いつ発送されますか。	7
問 4-5 商品券はポスト投函されますか。	8
問 4-6 商品券は宅配ボックスに配達していただけますか。	8
問 4-7 ゆうパックの不在通知が入りましたが、期限内に受け取りできませんでした。どうしたら良いですか。（窓口受取について）	8
問 4-8 商品券の受け取り後、譲渡をしても良いですか。	8

問 4-9	商品券の受け取りを辞退したいです。	8
5.	その他	8
問 5-1	塩竈市役所または市職員を名乗る者から商品券について電話がありました。	8
問 5-2	住民票以外の住所（娘の家等）に住んでいる場合、そちらの住所に発送していく たまくことは可能でしょうか。	8
問 5-3	塩竈市低所得世帯商品券助成事業コールセンターについて教えてください。	9

1. 総論

問1-1 低所得世帯商品券助成事業とは何ですか。

(答)

物価高騰に伴う低所得世帯への負担を軽減するための支援として、令和7年度住民税非課税世帯に対し商品券を無料配布するものです。

問1-2 商品券は確定申告などの課税対象になりますか。

(答)

課税の対象となりません。

問1-3 商品券は差押えの対象となりますか。

(答)

差押えの対象となりません。

問1-4 今まで現金給付だったのに、今回はどうして商品券なのですか。

(答)

今までの給付金事業については、国の事業を受任して対象世帯に現金を給付していましたが、今回は国の推奨事業として市独自に対象世帯へ商品券の無料配布をするものです。

2. 配布対象世帯

問2-1 配布対象となる世帯を教えてください。

(答)

基準日（令和8年1月18日）時点において、本市に住民登録されている令和7年度住民税非課税世帯が対象です。

なお、次に該当する世帯は対象外となります。

- ・他市町村において、重点支援地方創生臨時交付金等を活用した低所得世帯向けの支援を受けた世帯
- ・令和7年度個人住民税が課税となる所得があるのに未申告である者を含む世帯
- ・世帯全員が課税者の扶養を受けている世帯
- ・令和7年1月2日以降に入国した者を含む世帯
- ・租税条約に基づく住民税の適用を届け出ている者を含む世帯

問2-2 課税か非課税か確認してほしいです。

(答)

個人情報になりますので、電話やメールでの回答はできません。まずは、税務課市民税係（Tel：022-355-5914）へお問い合わせをお願いいたします。

問2-3 令和8年1月18日以降に塩竈市へ転入しました。対象世帯になりますか。

(答)

配布対象世帯ではありません。

基準日（令和8年1月18日）時点において、本市に住民登録されている令和7年度住民税非課税世帯が対象です。

問2-4 令和8年1月19日以降に市外へ転出しました。対象世帯の場合、商品券は受け取れますか。

（答）

受け取れます。ただし、基準日（令和8年1月18日）時点の住所に送付しますので、必ず郵便局へ転送届の提出をお願いします。

問2-5 市県民税（住民税）の所得割とはなんですか。

（答）

一定以上の所得がある方に、所得額に応じて課税されるものです。

問2-6 課税自治体はどのように調べればいいですか。

（答）

基本的には住所地が課税自治体ですが、勤務先の事業所の住所地を課税自治体としている場合があります。お住まいの自治体の税務課にお問い合わせください。

問2-7 基準日（令和8年1月18日）以降に世帯主が死亡した場合は配布の対象となりますか。

（答）

（1）受け取り拒否の届出期間中（令和8年3月6日までの間）に、当該届出を行うことなく亡くなられた場合

- ① 当該世帯主以外の世帯員がいる場合は、その世帯員のうちから新たに世帯主となった方が配布対象となります
- ② 単身世帯の場合は、世帯自体がなくなってしまうため、配布されません。

（2）受け取り拒否の届出期間後（令和8年3月7日以降）に、当該届出を行うことなく亡くなられた場合

当該世帯主の相続人が配布対象となります。

問2-8 基準日（令和8年1月18日）以降に支給対象者が海外に転出した場合は配布の対象となりますか。

（答）

配布の対象となります。市内で使用する商品券であることを鑑み、海外への発送はいたしません。受け取りを希望される場合は、塩竈市役所生活福祉課まで受け取りに来ていただくか、委任状を使用いただいて受け取っていただくかのどちらかとなります。

問2-9 令和7年1月2日以降に入国しました。対象世帯になりますか。

（答）

令和7年1月2日以降に入国した方のみで構成される世帯は対象外となります。

問2-10 対象世帯のはずなのに、無料配布のお知らせが届きません。

(答)

塩竈市低所得世帯商品券助成事業専用コールセンター（022-200-6917）へお問い合わせください。

3. 申請

問3-1 申請が必要な世帯はどのような世帯ですか。

(答)

修正申告等により非課税となった世帯については、申請が必要となります。

問3-2 申請の受付期間を教えてください。

(答)

申請書等の受付期間は、令和8年3月1日から令和8年4月30日までです。※消印有効

問3-3 紙の申請書の記載を誤ってしまいました。どのように修正すればよいですか。

(答)

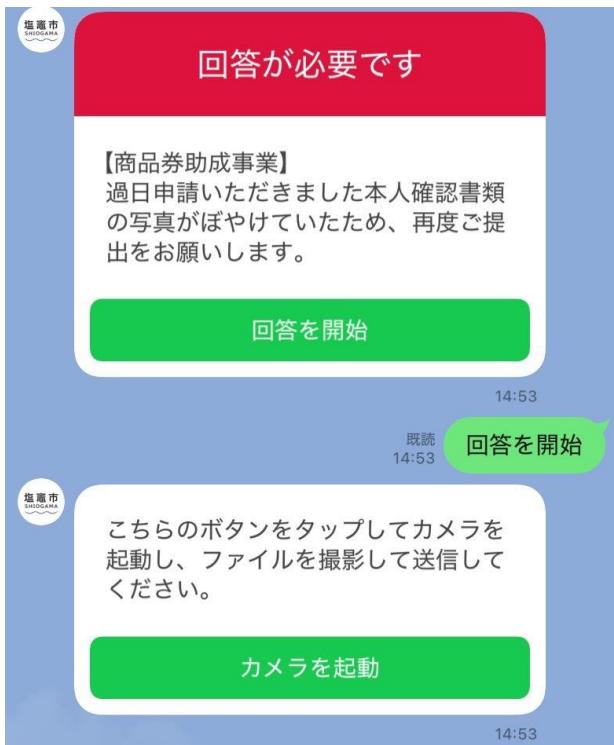
二重線など取り消し線で訂正してください。訂正印は不要です。

問3-4 不備・誤りがあった場合はどうなりますか。

(答)

【LINE申請の場合】

市公式LINEからメッセージを送信します。内容に応じてご対応ください。（基本的には、本人確認の写真がぼやけている等で、再アップロード依頼を想定しています。）



【紙申請の場合】

提出していただいた書類と不備内容、返信用封筒を入れ送付します。該当する箇所を修正のうえ、返送してください。

問3-5 本人確認書類はどのようなものが対象ですか。

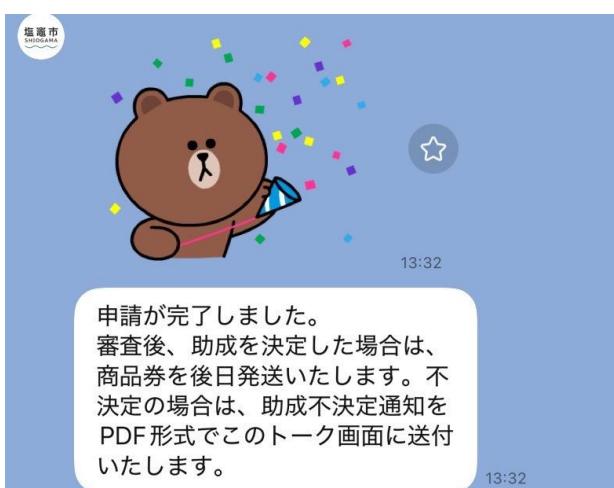
(答)

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住民票、戸籍謄本、住民基本台帳カード、保険証、各種福祉手帳、年金手帳、生活保護受給証明書などが対象となります。

問3-6 LINE 申請ができるかどうか確認したいです。

(答)

トーク画面に、次の文章が表示されていたら申請は完了しています。



問3-7 申請後、結果がわかるのはいつ頃ですか。

(答)

30日以内に審査を実施し、助成決定・不決定をいたします。

問3-8 代理申請は可能ですか。

(答)

可能です。ただし、委任状および、委任者・代理人それぞれの本人確認書類の提出が必要となります。

問3-9 パソコンでLINE申請することは可能ですか。

LINEが入っていれば申請いただけます。ただし、本人確認書類および世帯全員の非課税を確認できる証明書の画像データを提出いただく必要がありますのでご注意ください。

4. 商品券

問4-1 どんな商品券が配布されるのですか。

(答)

「第9弾 Let's Buy ! しおがま10割増商品券」を対象世帯に1冊無料配布します。

問4-2 商品券は何円分貰えますか。

(答)

10,000円分の商品券となります。

【商品券内訳】

1,000円券 × 10枚

・小規模店専用券 × 8枚 (8,000円分)

※300平方メートルを超える小売店を除いた取扱店で使用できます

・共通券 × 2枚 (2,000円分)

※取扱店全店で使用できます

問4-3 一般販売分の購入は可能ですか。

(答)

配布対象世帯においても、一般販売分の購入は可能です。購入方法については専用の購入申込書により最大2冊まで購入可能です。

問4-4 いつ発送されますか。

(答)

対象世帯に対し、「第9弾 Let's Buy ! しおがま10割増商品券」無料配布のお知らせを2月下旬頃に発送いたします。

その後、3月下旬以降に順次ゆうパックにて商品券を配達いたします。

問4-5 商品券はポスト投函されますか。

(答)

金券扱いのため、ポストには配達されません。対面での受け取りとなります。

問4-6 商品券は宅配ボックスに配達していただけますか。

(答)

金券扱いのため、宅配ボックスには配達されません。対面での受け取りのみとなります。

問4-7 ゆうパックの不在通知が入りましたが、期限内に受け取りできませんでした。どうしたら良いですか。(窓口受取について)

(答)

塩竈市低所得世帯商品券助成事業専用コールセンター（022-200-6917）へお問い合わせください。生活福祉課の窓口でのお渡しとなりますが、受取時には、本人の身分証明書をご準備ください（代理受領の場合、代理人の身分証明書も必要です）。

なお、令和8年5月29日までに受け取らなかった世帯については、受け取りを辞退したものとみなします。

問4-8 商品券の受け取り後、譲渡をしても良いですか。

(答)

商品券の受け取り後、譲渡いただいても問題ありません。

問4-9 商品券の受け取りを辞退したいです。

(答)

【令和8年3月6日まで】

塩竈市低所得世帯商品券助成事業専用コールセンター（022-200-6917）で受け取り辞退の申し出を承ります。

【令和8年3月7日以降】

3月下旬以降に順次ゆうパックで商品券を配達します。受け取りの辞退を希望される方は、配達時にサインせず受け取り拒否をしてください。誤って受け取った場合は、破棄いただくか、塩竈市役所生活福祉課までお持ちください。

5. その他

問5-1 塩竈市役所または市職員を名乗る者から商品券について電話がありました。

(答)

塩竈市からの電話で市職員がATMの操作・振込・口座情報の暗証番号を聞くことはありません。そのような電話があった場合は、最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご相談ください。

問5-2 住民票以外の住所（娘の家等）に住んでいる場合、そちらの住所に発送していただ

くことは可能でしょうか。

(答)

【令和8年3月6日まで】

塩竈市低所得世帯商品券助成事業専用コールセンター（022-200-6917）へお問い合わせください。本人確認を実施のうえ、発送場所の変更について承ります。

【令和8年3月7日以降】

発送手続きに進んでいるため、変更はできません。住民票の住所に3月下旬以降配達となります。郵便局の不在票通知に記載されている受取期間内に受け取れなかつた場合は、塩竈市役所生活福祉課の窓口でお渡しします。（質問4-7参照）

問5-3 塩竈市低所得世帯商品券助成事業コールセンターについて教えてください。

(答)

電話番号：022-200-6917

受付時間：8時30分から17時15分

受付内容：本市における不足額給付金に関する問い合わせなど

開設期間：令和8年2月24日（火）から令和8年5月29日（金）（土日祝日除く）